

## (県議会改革のための申し入れ)

熊本県議会議長 前川収様

2014年9月11日

県議会議員 (日本共産党) 松岡徹

県議会改革のための尽力に敬意を表します。

県議会の活性化・改革については、6月19日、民主県民クラブ・公明党・無所属改革クラブ・新社会党・日本共産党・無所属議員(2名)で、8項目の申し入れを行っているところです。

8項目についての検討・具体化をあらためて要請するとともに、以下の2点について、検討・改善を要請します。

### 1、県議会議員の海外視察については、「凍結」を継続すること

熊本県においては、子ども医療費無料化、少人数学級実施学年が、「全国最低」という実態にみられるように、県財政の事情により、県民のための施策を削減、抑制している現状にあります。財政運用では、こうした状況の改善に優先的に対応することが求められています。

県議が、外国についての知識・見聞を広め、深めることについては、公費の新たな支出によるのではなく、自らの責任・努力によってはかるべきです。

### 2、請願者が、請願の趣旨を説明する際、請願者の説明席を設けること、説明時間を適切な範囲に延長すること。

県議会に請願をした方々から、「議員(委員)の前に立って、後ろに執行部が大勢いて、まるで裁判所の被告席のようだ」「せめてもう少し、説明の時間が欲しい」との声が寄せられています。

国民の請願権は、憲法第16条に基づくものであり、請願権の行使者である請願者に対して、県議会として、尊重・配慮をはかるべきです。

#### 憲法第16条 【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

以上

追

県議の海外視察については、過去に、本会議で繰り返し発言してきましたが、資料として、2005年(平成17年)12月議会での発言を添付します。